

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第四號 第三十四卷

昭和十一年十一月一日發行

論叢

社會費と娛樂稅……………法學博士 神戸正雄

新國民主義の立場……………經濟學博士 石川興二

農村負債整理問題……………經濟學博士 八木芳之助

時論

低金利と資金の動向……………經濟學博士 小島昌太郎

日印協定の改訂問題……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

マシーナル地代論に關する一考察……………經濟學士 山岡亮一

獨占について……………經濟學士 青山秀夫

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題……………經濟學士 白杉庄一郎

說苑

廣島縣の産業の特色と將來の産業政策……………經濟學士 安田元七

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

新國民主義の立場

石川 興 二

一

今日庶政一新が叫ばれて、諸種の革新國策が樹立されるに至つたのであるが、而もこれ等革新國策を統一的に基礎づけるところの指導原理なるものは確立して居ない。従つてこれ等革新國策相互の間に原理的矛盾が見られ得るのみならず、その各が國民生活の進展に對して有する意義も明にされ得ない。かくて革新國策に於ける指導原理の缺如が一般的に非難されるに至つた¹⁾。従つてまたそこには「電力國策」の論争に於て見られたが如き革新原理についての混亂がある。即ち革新の立場を一般的に社會主義的と誹謗し、また國家主義的立場と國民主義的立場とが混同されてゐる。而も國民主義的革新原理を明にすることは現代日本にとつて特に重要なのである。

抑も一國民生活の革新と云ふことは極めて重大事であつて、明確な指導原理の自覺なくしてはこれを完ふし得ない。かくて今日の革新の指導原理の確立と云ふことが、今日の社會的歴史的實在の學にとつて中心的な課題となるのである。ことに現代の國民生活の革新問題が現代の經濟制度を中心とする以上、それは現代の經濟學にとつて特に重要な問題であること嘗て述べたが如く

1) 大阪朝日新聞、昭和十一年九月十一日社説、『刷新的指導精神の缺乏』參照。

である。¹⁾

然るにこの革新原理の研究白體についても諸種の態度が見られる。その第一は普遍主義とも云はるべきものであつて、國民的發展の現段階の革新は、何れの國に於ても一様の理論によりて爲さるべきものであつて、日本的な革新原理なるものはないとするものである。これは嘗て個人主義者及び社會主義者に見られたところの態度である。然るに今日支配的になりつゝあるものは正にこの普遍主義に對する反動としての特種主義であつて、日本の革新原理は全く日本に特殊なるものとして明にさるべきであるとなし人類の共同財産としての學問的成果を利用することをもむしろ排斥せんとする傾向を有するものである。かくの如き對立は經濟學史上に於ては正に個人主義學派と歴史學派との對立に於て見られたところのものである。この對立の基くところは前者が各國民生活を以て全く普遍的なるものと考へるに對し後者がこれを全く特殊なものとするところとである。然るに國民生活なるものは他の人間生活と同様に單に普遍的 *Allgemeinheit* なるものもなくまた單に特殊的 *Besonderheit* なるものでもなく個性的 *Individualität* なるものである。²⁾ 即ち同じく國民としてまた同じく市民社會の變革期に立てるものとして普遍的な構造の一面を有すると共に他面日本の國民としてまた日本の市民社會の變革期としての特種的な構造を有するのである。かくて具體的に存するのは個性的なものであるがこの個性的なものを學的に把握せんとせば先づ普遍的なものを理論的研究に於て明確にし然る後これを歴史的研究に於て特殊化することによ

1) 拙稿『現代の生の哲學としての經濟哲學』本誌六月號參照。
2) 拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』第九五頁以下並に第三〇〇頁以下參照。

つてなされなければならない。また歴史的研究自體に於ても自國を他國と比較研究することによつてはじめて自己の個性を明にし得るのである。明治維新の變革が攘夷論者の迷旨を打破し「知識を世界に求め」る大精神によつてはじめて立派に成し果げられたることを我々は強記しなければならぬ。

かくて現代日本の革新原理についてもそれは日本の個性的な革新原理でなければならぬが、而もこれを明にせんには先づ革新原理を一般的原理的類型的に明にし、其の中日本的個性に相應すべきものを日本の歴史的事實に即して特殊化さなければならぬ。既に他の機會に於て述べた如く、國民主義的なものこそ日本の國民個性に相應すべきものなるが故にこゝには主として國民主義の實踐原理を一般的に明にし、然る後これを日本の歴史的事實に即して具體化さんとするのである。而して革新原理の立場自體が混頓たる現狀に於ては先づ國民主義の根本的立場を一應他の立場との關係に於て明にして置くことが必要である。

二

凡そ實在せるものについては、素材の面と形相の面とが區別し得られる。而もその素材もその形相もそれ自身として實在せるものではなくして、その實在に於て區別し得られたものたるにすぎない。例へば一個の茶碗について、これを構成する材料と形相とを區別し得る。而もこの兩者はこの茶碗をはなれて實在するものではなく、この茶碗について區別されたものにすぎない。

1) 拙稿『現代の生の哲學としての經濟哲學』本誌六月號『經濟學史の基本問題』四月號參照。

このことは歴史的社會的實在についても同様である。即ち人間の生命は國民的生活としての具體的存在に存在し得る。従つて人間か人間としての具體的な生活を享け得るに至るのもそれが國民的生活を形成してからである。故にアリストテレスが「國家は自然の創造物であり人間は本性上政治的動物であると云ふことは明である。而して單なる偶然によつてではなく木質上に於て國家なくしてある人は惡人であるか又は人類以上のものである」「人間は完成された時には最善の動物であるが、併し法並に正義より離れた時は最惡の動物である」と云ひし時こゝに國民主義の根本命題が置れたのである。かくて人間の具體的存在は國民的存在であつて、この國民的存在を具體的に重んずることが、國民主義の立場である。即ちこの立場は人間の生命を重んずるが故に、人間の生命の具體的存在としての國民的存在を重んずるのである。またかくしてそれは國民的生命を國民的生命として重んずるのであるが故に自己の國民的生命を重んずると共にまた他の國民的生命を重んずるのである。

この人間の生命の具體的存在としての國民的實在についても素材の面と形相の面とが區別し得られる。即ちこれを形成して居る素材としての個々人とこの個々人を統一して居る形相としての國家が即ちそれである。この素材としての個々人もまたこの形相としての國家もこの國民的存在の楔機たるにすぎないのであつて、これをはなれて實在するものではない。而もこの素材又は形相を以て實在する原理であるかの如く考へる時、こゝに二つの立場が成立するのである。一つは個

々人を以て實在的なものと考へこれを最高原理として歴史的社會的實在を考へる立場であつてこれが即ち個人主義である。他は國民的存在の形相としての國家を以て實在的なものと考へこれを最高原理として歴史的社會的實在を考へる立場であつて、これ即ち國家主義の立場である。

かくて我々はこゝに歴史的社會的實在の根本的考へについて、國民主義、個人主義、國家主義の三つの基本的立場を原理的に區別することが出来るのであるが、これと共にこの三つの根本的立場の原理的關係を明にし得るのである。即ち個人主義と國家主義とは共に偏面的な立場として、即ち前者は云はゞ素材主義として後者は云はゞ形相主義として常に相對立する關係に立つのである。而して國民主義の立場に立つ時兩者は共に偏面的なものとして止揚されるのである。かくてこゝにこの三つの基本的立場の辯證法的關係が見られるのであるが、この辯證法的關係は實在の辯證法的構造に立却して居ることが明にされるのである。

而もこゝに注意すべきことは、實在論的順序と認識論的順序とが正に逆になることである。即ち實在論的に云へば先づ實存して居るものは具體的な國民的存在であつて、個々人と國家とはこれより抽出して考へられたものに過ぎない。然し認識論的順序より云へば、人間の認識は抽象的なものより具體的なものに進む。即ち先づ國民的存在に於ける素材としての個々人が認識されこれを原理とする個人主義的思想が打ち立てられるのであるが、然る後にこの個人的原理に對立するところの楔機としての國家的原理が認識されこれを原理とする國家主義的思想が打ち立てられ

而してこの兩者が對立鬭争の關係に立つのである。これ即ち正、These と反、Antithese との對立、Gegenüber の關係である。この具體的なるもの偏面的楔機に固執する兩立場の對立を通じてはじめてこの偏面的な兩楔機をその具體的實在に於て把握しこゝに國民主義的思想が打立てられることとなる。

これを學史上に見るならば、歴史的社會的實在の學がはじめて成立せし古代ギリシャの市民社會の没落期に於て、先づソフィストの個人主義體系が現れ、これに對立してプラトンの國家主義體系が現れ、この兩者の對立を媒介としてはじめてアリストテレスの國民主義體系が現れたのであるがまた現代の市民社會の没落期に於ては先づマルクスの社會主義の如きその根本に於て個人主義的思想に立てるものが支配し、次にこれに對立して國家主義的思想が現れ、今や兩者が對立鬭争の關係に立つて居る。これを世界的情勢に於て見れば、ロシヤ、佛蘭西、スペイン等に於ては社會主義的思想が支配するに對しドイツ、イタリー等に於ては國家主義的思想が支配してこの兩陣營が相對立して居る。この對立は我國に於ても正にファシズムに對する反對思想としての所謂「人民戦線」なるものとして展開せんとしつゝある。この對立の關係に於て正に現代社會の動搖と不安がある。¹⁾

かゝる段階に於ては、革新原理も常に對立の姿に於て考へられるのであつて、一切の革新思想が所謂「左」と「右」の對立を圖式として考へられるはこれが爲めである。然るに既に述べし如く

1) 個人を原理とせる 集合社會の立場に社會主義が立てるとのなることについて
は、拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』第四版、補論參照。

かくの如き對立は抽象的な段階にあるのであつて、今日確立さるべきものはこの兩者の對立を止揚せし國民主義の立場でなければならぬ。而もこの國民主義なるものは兩者の對立を媒介としてはじめて明にさるべきものである。

以上に於て三つの原理的立場を一應考察した。曩に私は思想史上に市民社會の革新哲學の辯證法的發展的聯關を明にし、現代市民社會の國民主義的革新哲學を確立することはこれを學史的に云へば、アリストテレスの國民主義哲學をその分化發展としてのヘーゲルの國家主義哲學とマルクスの社會主義哲學との對立を媒介として具體的に回復することであると述べたるが、次に先づこの辯證法的發展的構造に即する學史的考察の上に今日の國民主義の革新原理を一般的に明にせんとするのである。三つの根本的立場の關係もかくして更に明となるであらう。

三

國民なるものの本質がはじめてアリストテレスに於て把握されたと共に、國民社會の實現論なるものもギリシヤ市民社會の没落期に於てアリストテレスによりその基礎を置れたのである。故に現代の國民主義の革新原理を明にせんとすれば、先づ彼の論より出發しなければならぬ。彼の實踐學は『倫理學』と『政治學』とより成るが、この全體は實踐の四要因を明にして居るのである。即ち先づ『倫理學』に於ては、人間的存在の究極目的としての人間善なるものを明にして居る。而して政治學に於ては、この人間善を實現する爲めに必要な諸制度の理想を、家族制度、財

産制度、國家支配について明にし、最後にこれ等理想的なる制度の統一としての理想的な國民社會を實現する爲めの實踐の四要因を總括的に論じて居る。

先づその爲めに理想社會が實現されなければならないところの目的因については、『倫理學』に於て明にしたところの人間をして人間たらしむる能力を十分に發揮することが人間善であると云ふ考に基いて、先づ人間善と國家善との同質なることを述べ、こゝに國民善なるものを明にして居る。即ち「そこに於ける總ての人が、その何人たるに拘らず、最善に行爲することが出來而して幸福に生活することが出来る支配の形式が最善なるものであることが明である」となし更に「國家は成員の一部に關しては、その成員の總てが最善の生活を享け得るところの國家が、最善なる國家である。即ちこゝに於ては人間善と國家善とは一體である。我々はこれを國民善と名づけることが出来るであろう。個人主義者は個人の爲めに國家を手段として考へ、また國家主義者は國家の爲めに個人を手段として考へたのであるが、アリストテレスは人間と國家の本質を徹することにより本質的統一に於て見たのである。即ち曩に見たるが如くアリストテレスは人間は國家に於てのみ人間たり得ると考へたのであるが故に、人間の人間としての存在が即ち國民的存在であつて國民的存在をはなれては人間の存在はあり得ない。故に人間生活の理想はこの國民的存在を善ならしめることである。こゝに國民主義の目的因はアリストテレスによつて確立されたのであつ

1) 前掲拙著第二編參照。實踐哲學の課題が實踐の四要因にあることについては拙稿『經濟學の認識主觀としての實踐哲學者』本誌第三十四卷、第一號參照。

て、それは國民主義にとつて不動なる原理である。

而もこれを今日より見れば、そこに自ら時代的制限が伴ふて居る。即ちアリストテレスの立てた命題はそれ自身としては正しいのであるが、然しその實質的内容に於ては甚だしく制限されて居た。これこゝに國家の「全成員」と云はるゝものよりは經濟的活動階級が除外されて考へられて居るからである。即ち經濟的生産力の低かつた當時に於ては經濟的活動は人間としての生活と兩立し得ないが故に、これ等の人々は奴隸が主人の財産であるが如く、國家の財産であり國家の奴隸であると考へられたのである。而もアリストテレスは、「若し導く手なくして梭が織り、撥が立琴を引くとせば親方は僕婢を要しないでもあろうし主人は奴隸を要しないでもあろう」として居るのであるが、今日に於ては事實「導く手なくして梭が織る」に至つたのであつてアリストテレスの國民主義の目的因が、はじめて文字通りに擴充されて實現し得らるべき時代となつたのである。かくてアリストテレスの確立した國民主義の目的因はその最も具體的意義に於て今日の國民主義の目的因となるのである。而もかくの如き意味に於て國民全體を人間の生活に高めると云ふことは、歴史的なる發展を通してのみはじめて可能なのである、従つて今日の理想社會實現論に於ては、總ての點に於て歴史的發展的に考察されなければならないのである。

次に彼はこの目的因を基準として理想的な國民社會がそれに於て實現さるべきところの素材因を考察して居る。先づ彼は國民善の實現の爲めに富を必要とした。即ち「最善なる生活は個人に

1) 前掲冊著第二一八頁參照。

對しても國家に對しても徳が善なる諸行爲を有する時に於ける徳の生活である」と述べて居るが、この「外的の善」は主として經濟的な富である。かくて彼は理想社會がそれに於て實現さるべき人口並に國土の大きさを考察するに當りては、それが小さすぎるならば必要品を自足し得ないが故に不可であるとする。而もまた大きすぎるならば正しき政治を爲し得ないとなし、國民社會の目的因に適合する如き中庸なものでなければならぬとしてゐる。國土の質については海洋との連絡について考へ、人口の質については氣候の相違に基く國民性の相違を考察し、更にこの國民性の相違に基いてそれ等國民に於ける制度の相違すべきことを明にして居る。アリストテレスのこの國民性の考察は今日の國民主義の素材因論にとつて特に重要である。即ち當時に於ては今日の如き國民國家は未だ成立して居なかつたのであるが、國民國家の確立せし今日に於ては、國民主義者はその國民性の本質を明にし、これに即して諸制度の理想を明にしなければならぬのである。

以上のアリストテレスの素材因論に於て論ぜられたるところはそれに於て理想的な國民社會が成立すべきところの基礎となるところの素材としての國土並に人口の論が主であつてそこには未だ歴史的發展的な素材が十分に考へられて居ないが。今日の國民主義の主義論に於ては更にこの發展的素材の考察が重要である。これ今日に於ては前述せし如く、經濟生産階級をも含んだところの眞に國民全體の人間の向上が問題であり、このことは歴史的發展を通じてはじめて可能とな

るのであるが故に、この理想社會實現の爲めの素材についても史的發展的なるものが考へられなければならない。而してそれには物質的な素材と心的な素材とが必要である。前者は古代中世現代を通じて發展し來れる物的な素材因即ち國民生活に於ける諸種の物的設備ことに經濟的生産力であるが後者は人間精神の自覺的向上である。この兩素材の發展を土臺としてはじめて國民社會の具體的實現が可能となることは後に詳にする。

次にそれを實現すべきところの理想的國民社會の形相因については、前述せし如く『政治學』全體に亘つて家族制度、財産制度、國家支配の理想的なものが明にされて居る。この統一されたものが即ち理想的な國民社會の形相である。即ち家族制度の理想については國家主義者プラトーの妻子共有論を排し家長は妻及び子を人間善に高める爲めに支配しなければならないと爲し、また家長自身は政治及び哲學の生活に與らなければならないとされた。また財産制度については個人主義論者の私有私用制度と國家主義論者の公有公用制度を止揚して私有公用の制度を以て理想的なものであるとして居る。また國家支配については、「公共の利益を顧慮する政體は嚴密なる正義の原則に適合して構成されるものであつてそれ故に國家の正しき形相であるが、これに反して支配者の利益のみを考慮する政體は總て缺點ある墮落せる國家的形相である」として居る。

理想社會の形相因に關するこれ等の考察は今日の國民主義にとつても重要である。但し今日の國民主義の形相論に於てはこれを現代の事實に即して具體化し統一し且つその實現の過程を史的

發展的に考察することが必要である。更にアリストテレスは『政治學』の最後に於ける理想社會の實現論に於ては理想社會の目的因より發し、この爲めに必要な諸社會的機能を考察しこの諸機能を充すべく諸階級を考察して居る。

最後に理想的國民社會がそれによつて實現さるべき動力因については、彼はこゝに教育について考察して居る。即ち彼に於ては理想的國民社會の目的因は人心の正しき活動としての人間善を國民全體に實現することであつた。またこれが爲め實現さるべき諸種の制度の理想的形相もこれが爲めの諸種の社會的機能もその土臺たる人心の状態を待つてはじめて十分に實現し得ると考へられた。かくて彼の理想社會實現論は人心の改善自體の方法としての教育論を以て終つて居るのである。

かくアリストテレスが教育を重んじたことは今日の國民主義にとつても甚だ重要である。これ教育は理想社會實現の根源的動力なるが故である。而もその教育論は當時の市民たる貴族の教育論に止まつている。今日の教育論が更に廣き意味を有すべきことは云ふまでもない。更にアリストテレスの動力因論はこの基底的な動力因に止まつて居て理想社會實現の直接的な動力因に及んで居ない。これをも併せて考察し、それによつて理想的な國民社會が實現さるべき動力因の構造を歴史的發展的に考察することが今日の國民主義の動力因論として必要である。

かくの如くにアリストテレスに於ては國民主義の根本的立場と共にその實踐的四要因が既に原

理的に確立したのであつて、このことは國民主義に對するアリストテレスの不朽の功績である。而もその實踐論に於ては理想社會の實現が、ギリシヤ精神の特性に基き恰も藝術家が藝術品を製作するが如き態度に於て考へられ、そこには史的發展的な考へ方が足らないのである。故にこれを今日の國民主義の實踐哲學となさんが爲めには、これを歴史的發展的な考へによつて具體的に發展せしめることを要するのである。而もこのことは正にヘーゲル、並にマルクスによつて學史的に準備され來つたところのものである。即ちヘーゲルの精神哲學は既に述べし如く、アリストテレスの精神哲學を祖述することを課題としこれより出發することによつて偉大な歴史哲學を建設し今日の市民社會の國家主義的變革の哲學的基礎を置いた。然るにマルクスはこのヘーゲルの哲學を最も重んじ而もこれを「逆立ち」せしむることによりてヘーゲルの唯心史觀に對立して唯物史觀を打立て市民社會の社會主義的變革の哲學的基礎を置いたのである。かくて今日國民主義的革新哲學を確立すると云ふことは、これを學史的に云ふならばこのヘーゲルの國家主義哲學とマルクスの社會主義哲學とを媒介としてアリストテレスの實踐哲學を歴史的發展的に具體化することである。こゝに國民主義の立場に於ける歴史的發展的な實踐哲學の確立が可能となるのである。

四

先づヘーゲルについて見んに、彼の精神哲學は主觀精神、客觀精神、絶對精神の三つの部分より成るのであるが、この客觀精神の倫理體 *Sittlichkeit* の段階に於ては家族 *die Familie* 市民社會

die bürgerliche Gesellschaft 國家 der Staat が論ぜられて居る。マルクスがそれを「批判的修正」することによつて彼の哲學的立場を置くに至つたところのヘーゲルの『法の哲學』は、専ら客觀精神の論に當てられて居るが故に、家族、市民社會、國家はこゝに於て最も詳しく論ぜられて居る。

この論に於て「市民社會」なるものの本質的構造がはじめてヘーゲルによつて鮮明されたと共にこのものがより高き存在に止揚さるべき構造が論ぜられたのである。この意味に於て、現代の市民社會止揚の哲學基礎はこゝに置れたと云はれ得るのであつて、マルクスもこゝより出發した。

而もヘーゲルに於ては國家意志が絶對的に支配し、その表現としての「法に従ふのみが人間の自由である」ところの國家主義的國家を以て最も具體的なるものと考へ、市民社會はこれに止揚さるべきものとされた。この點に於てヘーゲルは市民社會の國家主義的止揚の立場に立つものであると云ふことが出来るのである。而もヘーゲルは「概念の展開の系列は同時に實在形成の系列である¹⁾」と考へたが故に「市民社會」が「國家」に止揚される構造は、彼の論理學に於て見られたる概念の辯證法的發展の構造に於て考へられてゐる。即ちそれは論理學の Wesen の段階に於て考へられたのであつて、市民社會に於て前面に支配的に現はれて居る特殊 Besonderheit の原理はその背後にある本質的なものであるところの普遍的 Allgemeinheit な國家意志の原理の現象である。かくて市民社會は der äussere Staat 「外的國家」として不完全なものである。故に市民社會の特殊の原理に於ける矛盾が高まりかくて背後にある普遍的原理が前面に現れ來り、特殊の原理

1) Hegel, Rechtsphilosophie. § 32.

をその中に止揚することによつてこゝに眞の「國家」*Staat* が實現すると考へられたのである。こゝにヘーゲルが市民社會の特殊的原理に於ける矛盾と考へたものは、其後の思想に重大な影響を與へたところの有産者と「勞働に結ばれたる階級」との階級對立であるが、ヘーゲルに於ては市民社會の止揚はマルクスに於けるが如くこの階級對立によつて考へられたのでなく、こゝに述べし如き概念的構造で考へられた。かくて歴史的實在の發展はデイルタイの云へるが如く、諸概念の關係の中に固定せしめられることゝなつたのである。かくてこのヘーゲルの市民社會の止揚論を具體化せんとせばその止揚の構造をその概念的固定化より救ひ出さなければならぬ。これが爲めには先づヘーゲルの客觀精神の哲學の最も具體的な部分としての歴史哲學に於て歴史的發展の構造を明にし、この立場よりこれを見直さねばならない。

ヘーゲルの歴史哲學は「國家」論の最後に於て述べられてゐるが、最も詳しくは『歴史哲學講義』に於てである。

ヘーゲル史觀は、神の立場よりの實踐史觀であつて、先づこの史觀の楔機たる神の實踐の諸要因が明にされ、然る後にこれを楔機とするところの世界史の發展的構造が明にされてゐる。今日の國民主義の實踐論は、前述せしところにより明なるが如く、正にかくの如き體系を人間的實踐について求めて居るのである。即ち先づ人間的實踐の四要因が考察され然る後に、この四要因が實現され行く史的發展的構造が求められなければならないのである。ヘーゲル史觀そのものは神

1) 拙稿『ヘーゲル市民社會論と經濟學』本誌第三十八卷第一號。
2) 拙稿『ヘーゲル史觀の實踐的構造』本誌第三十六卷第四號第五號參照。

の實踐史觀であるが故に人間の立場よりこれを見れば必然史觀であるが、而もデイルタイの云へるが如く本來ヘーゲル史觀に於ける神の實踐は人間の實踐を形而上學化して考へられたものであるが故にこれを再び人間の立場に引き下して考へるならば、それは今日の實踐哲學に對して教へるところ少くないのである。かくて以下先づヘーゲル史觀の構造を主として今日の實踐哲學にとつて特に有意義な點につき見ることとする。

先づその目的因は世界精神の自覺である。即ち世界精神が自己を世界史として表現し、この表現を通じて自己を理解することである。この爲めに世界精神は世界史の舞臺に於て諸國家を（形相因）實現し、その興亡の歴史を通じて自己を自覺するのである。而も此諸國家は一定の國土とこれに規定され形成されたる諸民族に於て（素材因）、世界史的人間又は英雄の激情 *Teidenschaft* によつて（動力因）實現せられるのである。次にこれを楔機とするところの歴史の發展的構造を考察しなければならぬのであるが、この世界精神の具體的な楔機をなすところのものは諸國民的精神であるが故に、先づ此國民精神の立場に於て見んに、こゝに國民精神が國家となつて、成立し、完成し、没落する史的發展的構造が見られる。

この國民的存在に於ては國家なるものが神の意志の直接的な表現として最高の價值である。即ち「國家は地上に存在するところの神の理念である」而してこの國家の「法に従ふことのみが人間の自由である」。即ち法に従ふ意志のみが自由であると考へられることによりそれは明に國家主

義的立場に立てる史觀である。かく國家主義的立場が形而上學的立場と結び、その國家が形而上學的原理に基礎づけられることは、今日の國家主義的諸立場についても一般に見られるところである。これ國家を以て最高原理であるとするものにとつては、この國家を超人間的なものに基礎ねばならないが故である。更にこの超人間的原理に基礎づけられる國家主義史觀が、必然史觀となることもまたヘーゲルに於て見られるが如くである。

先づ各國民には地理的基礎なるものが存する。即ち各國民は自己の特殊原理としての國民精神を自己の必然的規定の内に云はゞ自然性の衣に包まれて居るものとして有して居る。この自然なるものは特殊の諸形態に分裂して居り、そこに諸々の自然類型なるものが見られる。「蓋しこの自然類型こそかゝる地盤の子たる國民の類型竝に性格と密接に關聯するものだからである。この性格は正に諸民族が世界史に於て如何に現れ、その中に於て如何なる地位と場所とを占めるかと云ふ仕方に外ならない」而も「自然はあまりに高く評價されてもならないと同様に餘りに低く評價されてもならない」溫和なイオニアの空は確かにホーマーの詩の優美さに貢獻した。然しかゝる空だけではホーマーは出来ない。トルコの統治下に於ては一人の詩人も現れなかつたと述べて居る。即ちその自然的基礎に相應するところの正しき國家生活が展開し行くことが必要であると考へられたのである。こゝに我々はアリストテレスがその實踐哲學に於て國民社會實現の素材因として考へた國土について更に具體的な考察の進められたことを見る。

各國民の存在の初めには、國家出現以前の**前史** *Vorgeschichte* の時代が存する。即ち各國民は國家なる規定を達成する以前に於ては家又は村としての生活を續けて來た。*Geschichte* 歴史は出來事と出來事の記録とを意味するのであるが、國家の成立と共に明晰な出來事とその出來事を記録する必要並に能力が生ずる。

國家の歴史時代は三段の發展をとげる。それは云はゞその國民の朝と晝と夕とである。こゝにアリストテレスに於て見得ざりし、國民的存在の史的發展的構造が見られる。而もこの辯證法的發展構造は、ヘーゲル自身も「歴史の把握に於ける最も重要なこと」となすところのものであるが、事實上極めて重要なものである。

先づ朝即ち第一段階に於ては國民精神は即自的 *an sich* な状態に於てある。即ち國民精神は尙ほめざましき活動状態に達して居ない。

晝即ち第二段階に於て國民精神は *für sich* 對自的な状態に進み入り、最も旺な活動時代に入つて旺に自己を諸種の國民的存在に於て實現するのである。この第二段階は精神が自由の意識に進展せる段階であるが、然し精神の自然よりの分離は未だ十分でなく、自然性を一契機として含んで居る従つてその自由は特殊的自由である。此特殊的な自由から自由の純粹一般性へ即ち精神性の本質の自覺へ超脱するのが「夕」即ち第三段階である。

精神がその仕事に於て志して居るのは自己を對象として持つと云ふことである。然るに精神が

自己をその本質に於ける對象として持つのは、唯だ精神が自分を思惟する場合に限られる。かくして精神はこの點に於てその原理即ち行爲の一般的性質を知るのである。然るに思惟のかゝる產物は一般者として、現實の產物からかゝる產物を生ぜしめた活動的生活からも形式上異なるものである。今や實在的存在と理念的存在とが存在する。」

かゝる時代は觀念の支配する時代である。理念なるものは國民精神發展の第二段階が完成せしところの諸種の國家的實在が内容上特殊的にして制限されたものであることを明にし、個人を現實的全體より引離なし、かくて個人主義時代を將來する。即ち「こゝに個人相互の孤立及び全體からの個人の孤立、個人の侵略的我儘や自己心、自己の利益を求め全體の利益を犠牲にしてまでもその満足を求めることが現れる。即ちかく互に孤立する内面的原理も亦主觀性ある形式に於てである。即ちそれは人間の抑へきれない激情や個人的關心に於ける我儘と墮落である」即ち第三段階に於て把握された一般的觀念はその國民に對して毒の木の實となり、これを喰ふ國民を害し斯くてその國民的實在は滅び行く。

「かくて世界史の經過の成果は、精神が自己の存在を思惟することにより、一方に於ては自己の存在の規定性を破壊し、他方に於てはその存在の一般者を捕捉し、かくしてその原理に新しき規定を與へると云ふことである。之を以てこの國民精神の實體の規定性は變化せられた、即ちこの原理が他のしかもより高き原理に高められたのである。」即ち怪鳥フェニックスは自ら堆薪を用意し、

これに火を點じ自らを焼き盡し灰の中より若返へれる生命として甦る。然るに精神は前の灰より若返へつて甦るのみでなく高められたる光明に充され、より自由なる精神として現れる。

かくて支配的地位に上る國民が交替し、この各國民の興亡の歴史を通じて世界精神の自覺が高められて行く。「必然的な發展の段階に於ける國民精神の各原理はそれ自ら一の一般的精神の契機に過ぎない。その一般的精神はこの各原理を通じて歴史に於て自己捕捉的總體 *eine sich erfassende Totalität* にまで高まり完結するとのろのものである。」

以上はヘーゲル史觀の一般的構造であるが、この形而上學史觀を人間的現實に引き下ろさんが爲めには、先づそこに於て神の精神の契機として形而上學的に考へられてゐる「國民精神」なるものを現實化さなければならぬ。而もヘーゲル自らその道を與へて居る。即ち曰く「國家、その法律、その制度は國民の權利である。國家の自然、地面、山嶽、空氣、河川は國民の土地、國民の祖國、國民の外的形産である。この國民の歴史は國民の行爲であり、國民の祖先が造りしものは國民に屬し、その記憶に於て生命を保つ。それは丁度彼等がその總てに於て所有されて居る如くに、すべては彼等の所有である。何となればこれ等すべては國民の實體、その存在を構成して居るからである。國民の觀念はこれ等すべてのものによつて充されて居り、その意志はこれらの法律この祖國の意欲である。一國民の本質、精神をなすものは此成熟せる總體である。國民の本質には各個人が屬して居る。各個人はその國民の子であり同時に彼の國家が發展の過程にある限

り彼の時代の子である。」かくヘーゲルの云へるところのものが、正に現實の世界史に於ける主體たる國民である。我々はこれを以てヘーゲル史觀に於ける形而上學的國民精神に代へ、この國民の立場に立つて歴史の發展を見なければならぬ。かくて國民精神なるものはこの歴史的實體たる國民の個性となる。ヘーゲル自らも次の如くに述べて居る。「國民精神は、その國民の宗教、政治的組織、人倫、法制、風習の、更にまたその科學、藝術竝に技術的才能の共通的特色となる。これ等のものの特殊な固有性はかの一般的固有性即ち一國民の特殊の原理から理解 (Verstehen) されるべきと共に、逆に歴史に於て見出されるところの事實的な詳細な事柄から、かの特殊性の一般的なものが見出されるべきである。特定な特殊性が事實一國民の特有な原理を成すと云ふことは經驗的に認められ歴史的な仕方では證明されねばならない。」即ちかくて國民精神なるものは國民的表現を通じて經驗的に理解されるべき國民の個性となつたのである。

この現實的な國民自體の立場より見直す時、歴史的發展の目的因は、神の自覺ではなく、國民的存在自體の完成とならざるを得ない。而して世界史的な發展と云ふことは一つの國民に他の國民が替つて支配的な地位に立つこととなく、各々の國民が相共に自己の個性を發展して以て豊なる世界文化を形成し行くこととなるのである。これ即ち國民主義的立場に於ける世界史的發展の目的因であるべきである。かくてヘーゲル史觀はこれを具體化し現實化する時自ら國民主義的立場に近かざるを得ないのである。

かくの如き現實的な立場に立つてヘーゲルが國民精神の發展的構造として明にした辯證法的構造に於て市民社會止揚の構造を見るならば、ヘーゲルの市民社會の概念的な止揚の構造もより具體的なものとなる。即ち市民社會も朝の段階より晝の段階に進み更に夕の段階に進むのであるが、この夕の段階に於て市民社會の本質的構造が把握せられ、この本質的把握は市民社會のより高き存在への止揚の理念的基礎なる。市民社會止揚の實踐哲學なるものは正にかくの如き意味を有するものでなければならぬ。かく考へる時ヘーゲルが國民の止揚の構造について考へたところのものは市民社會止揚の實踐哲學に對して極めて重要な意義を有するのである。

以上のヘーゲル哲學の考察が、アリストテレスの國民主義的實踐原理の具體的發展に對する意義は、更にこれを明にしなければならぬ。(未了)